別紙様式第二号第二生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１を次のように改める。

１　１株当たり情報に関する次に掲げる事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第二号の二第一生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第二号の二第二生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１を次のように改める。

１　１株当たり情報に関する次に掲げる事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第二号の三第一の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第二号の三第二の表記載上の注意１を次のように改める。

１　１株当たり情報に関する次に掲げる事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第六号第１の２［保険会社の状況について記載する場合］生命保険会社の表中「

総　　資　　産			

」を「

総　　資　　産			
１株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）	円　銭	円　銭	円　銭

」に改め、同様式第１の２［保険会社の状況について記載する場合］生命保険会社の表記載上の注意１を次のように改める。

１　相互会社にあっては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載し、「１株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）」は記載を要しない。

別紙様式第六号第１の２［保険会社の状況について記載する場合］生命保険会社の表記載上の注意４を次のように改める。

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第六号第１の２［保険会社の状況について記載する場合］生命保険会社の表記載上の注意４の次に次のように加える。

５　１株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

別紙様式第六号第１の２［保険会社の状況について記載する場合］損害保険会社の表記載上の注意６を次のように改める。

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この６において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第六号第１の２［保険会社の状況について記載する場合］損害保険会社の表記載上の注意６の次に次のように加える。

７　１株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。